

# 町からののお知らせ



## 新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の適用期間の延長について

町からののお知らせ（12月中間号）にてお知らせしておりました、「国民健康保険」および「後期高齢者医療」の被保険者の方の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の**適用期間が延長**となりましたのでお知らせいたします。

### ○対象者

以下のすべての条件を満たす方

- ・興部町国民健康保険または興部町に住民票のある北海道後期高齢者医療に加入している方
- ・給与等の支払いを受けている方
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で療養のため労務に服することができず、その期間給与の支払いを受け取ることができなかった方

### ○支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

### ○支給額

直近の連続した3か月間の給与収入の合計額を  $\times \frac{2}{3}$   $\times$  対象となる日数  
就労日数で除した金額

※ただし1日当たりの支給額の上限があります。

### ○適用期間

令和4年4月1日から令和4年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

### ○申請方法

支給要件に該当する場合は申請が必要です。また、医師の意見書および事業主の証明書が必要です。申請を希望される場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、必ず事前にお電話でご相談ください。

■お問合せ 介護支援課 保険医療係 Tel82-4140

## 新型コロナウイルス抗原検査キットの配布延長について

町からののお知らせ（9月中間号別刷チラシ）にてお知らせしておりました、「新型コロナウイルス抗原検査キット」の無料配布期間を延長いたしますのでお知らせいたします。

### 1 申請および配布場所

- (1) 役場（住民課窓口）
- (2) 中央公民館（教育委員会窓口）
- (3) 福祉保健総合センター（福祉保健課窓口）
- (4) 沙留出張所窓口

### 2 申請受付および配布期間

令和4年4月1日（金曜日）から令和5年3月31日（金曜日）まで  
※ただし、土・日曜日、祝日および年末年始（12/31～1/5）を除きます。

### 3 配布の制限

1回の申請につき、申請書の世帯人数分を上限とし、団体や会社等单位での申請はできません。

### 4 その他注意事項

- ・申請回数に制限はありませんが必要により聞き取りや配布を制限する場合があります
- ・申請は感染リスクを避けるため、事前申請を原則とします。（町外へ移動する前、町外者と面会する前）
- ・配布する抗原検査キットは、研究用試薬によるもので医療用ではありませんので、検査結果を医療診断として用いることはできません。

■お問合せ 興部町役場 総務課 Tel82-2131

## 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した 水道料金の減免支援の終了について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和3年4月検針（5月請求分）より一般家庭・事業所等に対しておこなってきました、水道基本料金の減免支援期間終了をお知らせいたします。

### 1. 内容

- ①減免支援期間につきましては、令和4年2月検針分（3月請求分）をもちまして終了いたしました。
- ②この減免終了に関しましては、利用者様に行っていただく手続き等はありません。
- ③令和4年3月検針分（4月請求分）より、現行の基本料金を適用させていただきます。

■お問合せ 興部町役場 上下水道課 管理係 Tel82-2165

# 各種福祉手当制度のご案内

手 当 名	児 童 扶 養 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	特 別 障 害 者 手 当			
受 給 者	支給要件に該当する児童（18歳到達後の3月31日までの者または障害児（20歳未満）の父または母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①児童が日本国内に住所を有しない。 ②児童が里親に委託されている。 ③受給者が日本国内に住所を有しない。	支給要件に該当する障害児（20歳未満）の父または母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①養育している児童が日本国内に住所を有しない。 ②養育している児童が障害を支給事由とする年金等を受給している。 ③養育している児童が施設に入所している。 ④受給者が日本国内に住所を有しない。	重度障害児（20歳未満）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害を支給事由とする給付等を受給している。 ②障害者施設に入所している。	重度障害者（20歳以上）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害者施設に入所している。 ②病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している。			
支 給 要 件	①父母が婚姻を解消した児童	※身体（下記の障害や、内部障害（心臓や腎臓等））、精神、知的、その他疾患の障害の程度により認定され、認定基準には細かな規定があり、規定の診断書に基づいて決定されます。 ※下記は認定基準の抜粋項目となりますので目安として御参照願います。					
	②父または母が死亡した児童	障 害 別	1 級	2 級		「表 A」の障害が2つ以上ある方または、「表 A」の障害が1つと「表 B」の障害（表 A と異なる障害）が2つ以上ある方。	
	③父または母が一定程度の障害の状態にある児童	眼	両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.08以下のもの	両眼の視力の和が0.02以下のもの	「表 A」の障害が2つ以上ある方または、「表 A」の障害が1つと「表 B」の障害（表 A と異なる障害）が2つ以上ある方。	
	④父または母が生死不明の児童	聴 覚	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの	「表 A」の障害が2つ以上ある方または、「表 A」の障害が1つと「表 B」の障害（表 A と異なる障害）が2つ以上ある方。	
	⑤父または母が1年以上遺棄している児童	平 衡 機 能		平衡機能に著しい障害を有するもの		「表 A」の障害が2つ以上ある方または、「表 A」の障害が1つと「表 B」の障害（表 A と異なる障害）が2つ以上ある方。	
	⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童	そ しゃ く ・ 嚔 下 機 能		そしゃくの機能を欠くもの		「表 A」の障害が2つ以上ある方または、「表 A」の障害が1つと「表 B」の障害（表 A と異なる障害）が2つ以上ある方。	
	⑦父または母が1年以上拘禁されている児童	音 声 ま た は 言 語 機 能		音声または言語機能に著しい障害を有するもの		「表 A」の障害が2つ以上ある方または、「表 A」の障害が1つと「表 B」の障害（表 A と異なる障害）が2つ以上ある方。	
	⑧婚姻によらないで生まれた児童	上 肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	「表 A」の障害が2つ以上ある方または、「表 A」の障害が1つと「表 B」の障害（表 A と異なる障害）が2つ以上ある方。	
	⑨遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない児童	下 肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を2分の1以上失ったもの	「表 A」の障害が2つ以上ある方または、「表 A」の障害が1つと「表 B」の障害（表 A と異なる障害）が2つ以上ある方。	
		体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。	「表 A」の障害が2つ以上ある方または、「表 A」の障害が1つと「表 B」の障害（表 A と異なる障害）が2つ以上ある方。	
	肢 体 の 機 能	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		「表 A」の障害が2つ以上ある方または、「表 A」の障害が1つと「表 B」の障害（表 A と異なる障害）が2つ以上ある方。		
	そ の 他	上記のほか、内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、精神、知的の障害であって、前各号と同程度以上の場合など					
支 給 金 額 ( 月 額 )	全部支給	一 部 支 給					
	児童1人の場合	43,070円	43,060円～10,160円	52,400円	34,900円	14,850円	27,300円
	第2子加算額	10,170円	10,160円～5,090円				
	第3子加算額	6,100円	6,090円～3,050円				
	※所得制限がありますので支給されない場合があります。						
申 請 書 類	○児童扶養手当認定請求書 ○養育費等に関する申告書 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○同居扶養義務者に関する調書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○戸籍謄本 ○年金手帳 ○振込先のわかるもの ○マイナンバーのわかるもの	○特別児童扶養手当認定請求書 ○特別児童扶養手当認定診断書（障害別） ○特別児童扶養手当振込先口座申出書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの	○障害児福祉手当認定請求書 ○障害児福祉手当認定診断書（障害別） ○障害児福祉手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの	○特別障害者手当認定請求書 ○特別障害者手当認定診断書（障害別） ○特別障害者手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの			
類	※その他状況に応じて必要書類が追加される場合がありますので申請される際は事前にご連絡等によりご確認下さい。						

◎お問合せ・手続き先 ～ 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係 (Tel.82-4120)

## ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー料金の助成制度

興部町では重度身体障害者の方に対して、ハイヤー等乗車料金の助成をしております。制度につきましては、以下のとおりです。

○主 旨 身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤー事業者、福祉輸送事業者が運行するハイヤーおよび介護タクシーを利用した場合の乗車料金を助成いたします。

○利用可能事業所

- ・NPO法人わたぼうし (仲 町) Tel 82-7733
- ・興部交通(有限会社下村運送) (春日町) Tel 82-2255

※予約等、ご利用については事業所へ直接お問い合わせください。

○対 象 者 町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

- ・下肢障害 (1～2級) ・体幹障害 (1～2級)
- ・視覚障害 (1～2級) ・心臓機能障害 (1・3級)

※障害者本人によるハイヤー等の利用が困難な場合は、同居している家族の方

○助 成 額

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。(助成券1枚は乗車基本料金相当額です)

※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

○申 請 先 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係または沙留出張所

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel 82-4120

## 興部町高齢者等外出支援ハイヤー等利用助成制度について

興部町では高齢者などの日常生活に必要な交通手段の確保や外出機会を促し、町の活性化を図ることを目的として町内の高齢者および妊産婦に対し、ハイヤー等利用料金の一部を次のとおり助成いたします。

○対 象 者

- ・町内に住所を有し、誕生日が**昭和23年(1948年)4月1日以前**の方
- ・満65歳以上で自主的に自動車運転免許証を返納した方  
※運転経歴証明書または取消通知書の写しが必要となります。
- ・介護保険法の規定により要支援1以上の認定を受けた方
- ・母子健康手帳の交付を受けている方で、手帳の交付から出産後2か月までの間の妊産婦

○助 成 額 助成券1枚につき、**300円**とする

○助成券の枚数

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間24枚、36枚、60枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。

※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

○利用方法

1. 4月上旬に福祉保健課社会福祉係より「利用者資格者証」と「利用券」を郵送いたします。

※免許証を返納された方、要支援1以上の方および妊産婦については、ハイヤー等利用申請書の提出が必要となります。

2. 対象者は、「利用者資格者証」を運転手に提示し、降車時に料金に応じて「利用券」を提出するとともに、利用料金から利用券1枚当たりの助成金額を控除した額をお支払いください。

○申 請 先 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係または沙留出張所

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel 82-4120

## 「令和4年度奨学生」の募集について

興部町では、教育の機会均等と教育の振興を図るため、学業成績が優秀で経済的理由により修学が困難な方に対し奨学金を交付しています。次により令和4年度に対象となる生徒を募集いたします。

1. 応募できる方

奨学金の交付を受けられる方は、本町の住民で次の各号に該当する方。

- (1) 高等学校(高等専門学校を含む。)または、これと同等の学校に就学する方、もしくは在学者
- (2) 健康で学業優秀、性行善良な方
- (3) 学資の支弁が困難な方

2. 応募方法及び期間

**4月15日(金曜日)まで**に教育委員会が定める様式により、申請書及び関係書類を添えて通学している高校(興部高等学校)に提出してください。関係書類については、高校(興部高等学校)または教育委員会にあります。

※記載の高等学校以外の場合は、教育委員会までご連絡願います。

3. 奨学生の選定及び奨学金

- (1) 奨学生は、教育委員会の審査により決定します。
- (2) 奨学金は、月額10,000円として1年間交付します。また奨学金の返済については免除します。

4. その他

不明な点や詳しいお問い合わせは、教育委員会・総務学校係(Tel 82-2552)までご連絡願います。



## 「全国瞬時警報システム（Jアラート）」の 全国一斉情報伝達試験について

Jアラートによる情報伝達時の不具合発生を抑制し、非常時に備えるため、今年度については国による試験を下記のとおり実施予定とする通知がありましたのでお知らせいたします。

- 【実施予定日時】
- ① 令和4年 5月18日（水曜日）11:00
  - ② 令和4年 8月10日（水曜日）11:00
  - ③ 令和4年11月16日（水曜日）11:00
  - ④ 令和5年 2月15日（水曜日）11:00

なお、実施日が近づきましたら、事前に「町からのお知らせ」で周知いたしますのでご確認ください。

このシステムは、国民保護、地震、津波、気象、災害、武力攻撃などの発生時に迅速に対応するため、消防庁から発信される情報を役場の機器で受信し、住民に防災スピーカー等を通じてお知らせするものです。

**※情報伝達試験は、住民の方々に参加・行動をお願いするものではありません。**

（住民課住民活動・環境係、総務課情報防災係）

## 畜犬取締り及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締り及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締りおよび野犬掃とうを実施いたします。

- 〈実施期間〉 4月1日より9月30日まで  
〈実施区域〉 興部町全域  
〈実施方法〉 捕獲等



〈その他〉

- ① 放し飼いは厳禁です。犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な綱・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が逃げた場合は、役場や警察までご連絡願います。
- ② 犬等ペットのフンは必ず始末してください。「北海道動物の愛護および管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。リードをつけ、袋を持って散歩をするのも飼い主のマナーです。
- ③ 鳴き声に注意して下さい。動物の大きな鳴き声は、近所の人にとって迷惑となり、トラブルのもととなります。番犬として吠えることも大切ですが、無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。犬の無駄吠えには、散歩に毎日行ったり、一緒に遊んであげたりと犬にストレスを溜めないようにすることも効果的です。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164

## 健康推進係からのお知らせ

○『元気と若さをもらう会』新規会員募集のお知らせ

「元気と若さをもらう会」では、閉じこもりを予防し、いつまでも健康でいきいきと生活していけることを目標に泉町勤労者センター・仲町老人福祉センターで毎月2回、沙留公民館で毎月1回、体操実践を中心に活動しています。令和4年度は動画体操の他、脳トレやゲーム、保健師による講話や血圧測定、健康相談等、様々なレクリエーションを導入し、より楽しみながら活動できるよう内容を充実していく予定です！気楽にお近くの会場までお越しください。

【時間】 13:30 ~ 15:00

【日程・会場】

- ・泉町勤労者センター 令和4年4月 5日（火曜日）・4月27日（水曜日）
- ・仲町老人福祉センター 令和4年4月 6日（水曜日）・4月25日（月曜日）
- ・沙留公民館 令和4年4月12日（火曜日）

※令和4年5月以降の開催日につきましては、下記連絡先までお問合せください。

【対象】 おおむね65歳以上の方で、ご自身で会場に来ることが可能な方

【参加料】 無料

【持ち物】 タオル、飲み物、マスクなど（各自ご持参ください）

○『沙留一般健康相談』実施のお知らせ

2か月に1回（偶数月）に、沙留公民館にて保健師による健康相談を実施しています。「身体のことで気になることがある、血圧を計ってほしい、運動習慣や食生活・禁煙の方法などについて知りたい、ストレスが強く眠れない、健康診断等の検査結果について教えてほしい、最近なんだか夫・妻の元気がない・・・」等、健康について些細なことでも相談いただけますので、気兼ねなく相談にいらしてください。

【時間】 13:30 ~ 14:30

【日程】 令和4年4月11日（月曜日）・6月13日（月曜日）・8月22日（月曜日）  
10月24日（月曜日）・12月19日（月曜日）・2月13日（月曜日）

【場所】 沙留公民館 相談室

【費用】 無料

【持ち物】 マスク、血圧手帳（2回目以降の相談で血圧測定を希望される方のみ）

※予約や申し込みなどの手続きは不要です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体調確認（体温計測など）を行いますのでご協力をお願いいたします。また、健康上の理由がない場合は基本的にマスクを着用していただきますことをご了承ください。

■お問合せ 福祉保健課 健康推進係（TEL82-4170）

## 住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。  
申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

<公営住宅> 所得の月額基準：158,000円以下（裁量階層214,000円以下）  
※家賃の他に共益費（石油給湯器使用料として2,000円、草刈料として泉町団地：500円、栄町団地：1,000円、新沙留団地：600円）が別途加算されます。

【先月に引き続き募集している住宅】

泉町団地：（1号棟）3LDK 1戸（2号棟）3LDK 1戸、（3号棟）3LDK 1戸、  
新沙留団地：3LDK 3戸

<公営住宅>

団地名	募集戸数	建設年度	構造等	間取り面積	法定家賃
		管理番号			
元町団地 （1号棟）	1戸 （1階）	H30	木造平屋建	3LDK 78.45㎡	23,600円～ 46,300円
		452			

※家賃の他に共益費（石油給湯器使用料として2,000円）が別途加算されます。

<特定公共賃貸住宅> 所得の月額基準：158,001円～487,000円

【先月に引き続き募集している住宅】

新沙留団地：2LDK 1戸、3LDK 1戸

<産業振興住宅> 申込資格者：有職単身者のみ

【新規掲載の住宅】

団地名	募集戸数	建設年度	構造等	間取り面積	法定家賃
		管理番号			
産業振興住宅	1戸 （1階）	H4	鉄筋コンクリート造 3階建	1LDK 41.78㎡	31,000円
		産102			
産業振興住宅	1戸 （2階）	H4	鉄筋コンクリート造 3階建	1LDK 41.78㎡	31,000円
		産203			

※家賃の他に共益費（石油給湯器使用料として2,000円）が別途加算されます。

<注意事項>

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ（<https://www.town.okoppe.lg.jp>）または、  
下記へお問い合わせください。

※家賃は、所得に応じて変わります。

※所得の月額基準の裁量階層は、同居者に小学校就学前の方がいる場合など、一定の条件を満たす方が対象となります。

※原則、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。

【入居申込資格】

・町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方。

※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

【申込期限】：4月15日（金曜日）17：15

■お問合せ 建設課 住宅管財係 Tel82-2166

## 生ごみの減量化対策補助のお知らせ

各家庭での生ごみの処理を促進し、ごみの減量化を図るため、  
町では生ごみ破砕機（ディスポーザー）等の購入に必要な経費を補助しております。

補助金額につきましては、購入価格の4分の3以内、最高75,000円までとなっており、ディスポーザーについては1台3～4万円ほどの自己負担で設置することができます。

キッチンの形状によっては設置できない場合もありますので、詳しくは町内の排水設備指定業者にご確認ください。

また、生ごみ減量化の対策として、食品ロス量を意識しながらディスポーザーを利用することで、生ごみを出す手間も軽減され、二酸化炭素の排出削減、ごみ処理費の削減にもつながります。今一度ごみ減量化に向けてご家庭で考えてみませんか。

※以前に補助金を利用されている方につきましても、6年を経過すれば再度補助金を受けることが可能です。壊れて使わなくなってしまった方なども再度ご検討ください。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 Tel82-2164

## 心身障害者一般巡回相談のお知らせ

道立心身障害者総合相談所による巡回相談が次の日程で開催されます。  
相談を希望される方は、5月31日（火曜日）までに、社会福祉係へお申し込みください。  
掲載の開催地以外でも実施しておりますので、お問合せください。

○巡回相談実施日及び会場

6月16日（木曜日） 午前9時から午後5時まで  
紋別市総合福祉センター はーとぴあ21 紋別市幸町7丁目1-10

○対象となる方

- ・18歳以上の身体障害者で電動車いす等の直接判定を要する補装具の交付を希望する方
- ・18歳以上の知的障害者で療育手帳の新規又は再判定を希望する方
- ・その他、専門的判定を必要とする方

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120





## 令和4年度 危険物取扱者試験・消防設備士試験のご案内

令和4年度第1回危険物取扱者試験および第1回消防設備士試験が下記の日程により実施されますので、お知らせいたします。

受験希望の方は紋別地区消防組合消防署興部支署予防係までお問い合わせ下さい。  
また、インターネットによる受験申請（電子申請）をされる方は、(財)消防試験研究センターのホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp>）をご覧ください。

○試験日 **5月22日（日曜日）**

○受験願書の受付期間 **【書面申請】4月7日（木曜日）～4月14日（木曜日）**  
**【電子申請】4月4日（月曜日）～4月11日（月曜日）**

○試験の種類および試験地

区分	試験の種類	試験地
危険物取扱者試験	甲種 乙種（第1～6類） 丙種	函館市・旭川市・北見市・苫小牧市・帯広市 釧路市
	乙種（第1～6類） 丙種	小樽市・岩見沢市・紋別市
消防設備士試験	甲種（第1～5類） 乙種（第1～7類）	札幌市・函館市・旭川市・北見市・苫小牧市 帯広市・釧路市

■お問合せ 紋別地区消防組合消防署興部支署 予防係 Tel 82-2136

## 興部町 雇用者 住宅建設支援制度のお知らせ

興部町では、従業員の方が居住するための社宅（雇用者住宅）を新築する事業者の方に対して、建設費用の一部を補助することを目的とした『興部町雇用者住宅建設支援条例』を制定し、令和2年度より実施しております。

支援の対象者や、補助金等の制度の内容については次のとおりです。

1. 制度の名称 興部町雇用者住宅建設支援条例

2. 対象者

(1) 雇用者住宅の新築工事により、新たに固定資産税の納税義務者となりうる興部町に現に住所を有する事業者で、主な要件は以下のとおりです。

①本町の区域内において、雇用者住宅の新築工事をする方

②国税、地方税および地方公共団体に納付すべき使用料等を滞納していない方

※この他にも要件等がありますので、詳細につきましては、町担当課係までお問い合わせください。

3. 補助の金額および要件

(1) 戸建形式住宅、長屋若しくは共同住宅の新築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり 限度額	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり 限度額
興部町に現に住所を有する事業者	7,500円	100万円	3,750円	50万円

(2) 寄宿舍の新築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	1室当たり	1棟当たり 限度額	1室当たり	1棟当たり 限度額
興部町に現に住所を有する事業者	40万円	200万円	20万円	100万円

(3) 上記(1)および(2)により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとします。

4. 補助金の申込みから交付までの流れ

・補助金の交付に際しましては、工事または住宅を購入した翌年度に補助金を交付することとします。

①工事着工前に【雇用者住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。

②町で申込書を受取り、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。

③（建築基準法に係る確認申請手続き等終了の後、工事着工）

④（工事完了）

⑤町担当職員による完了検査を実施します。

※1月1日から12月31日までの期間に工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。

⑥完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。

⑦町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

5. 制度の期間 **令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。**

※令和5年12月31日までに、雇用者住宅を新築し、かつ町による完了検査が終了している物件が対象となります。

◆申請および手続き等に関するお問い合わせにつきましては、下記担当課係までお問い合わせください。

■申請・お問合せ先 建設課 建築係 Tel 82-2166

## 興部町 定住促進 住宅建設支援制度のお知らせ

興部町では、町民の方々や移住してきた方が町に定住していただけるよう、定住の促進および居住の安定を図るため、住宅を新築、増築、改築、または中古住宅を購入する方に対して、建設費用若しくは購入費用の一部を補助することを目的とした『興部町定住促進住宅建設支援条例』を制定し、令和2年度より実施しております。

支援の対象者や、補助金等の制度の内容については次のとおりです。

1. 制度の名称 興部町定住促進住宅建設支援条例

2. 対象者

(1) 興部町内に住宅を新築、増築、改築し、または中古住宅の購入により新たに固定資産税の納税義務者となりうる方で、主な要件は以下のとおりです。

- ① 興部町民および今後、興部町に転入しようとする方で、5年以上居住することを確約する方。
- ② 町税および町に納付すべき公共料金を滞納していない方。

※この他にも要件等がありますので、詳細につきましては、町担当課係までお問い合わせください

3. 補助の金額および要件

(1) 新築工事、増築工事、改築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり 限度額	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり限度額
町民・転入者	15,000円	200万円	7,500円	100万円

(2) 中古住宅購入

交付対象者	補助金額
町民・転入者	購入に要した費用（購入費、土地取得費）に20%を乗じた額とし、1戸当たり 上限額は50万円

(3) 上記(1)および(2)により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとします。

4. 補助金の申込みから交付までの流れ

補助金の交付に際しましては、工事または住宅を購入した翌年度に補助金を交付することとします。

(1) 新築工事、増築工事、改築工事

- ① 工事着工前に【定住促進住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ↓
- ② 町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ↓
- ③ (建築基準法に係る確認申請手続き等終了の後、工事着工)
- ↓
- ④ (工事完了)
- ↓

⑤ 町担当職員による完了検査を実施します。

※1月1日から12月31日までの期間に工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。

⑥ 完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。

⑦ 町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

(2) 中古住宅購入

① 中古住宅購入前に【定住促進住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。

② 町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。

③ (中古住宅購入完了)

④ 町担当職員による完了検査を実施します。

※1月1日から12月31日までの期間に購入が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。

⑤ 完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。

⑥ 町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

5 制度の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

※令和5年12月31日までに、住宅を新築、増築、改築し、または中古住宅を購入し、かつ町による完了検査が終了している物件が対象となります。

◆申請および手続き等に関するお問い合わせにつきましては、下記担当課係までお問い合わせください。

■申請・お問合せ先 建設課 建築係 Tel82-2166

## 建設工事等入札結果

入札月日	3月3日
工事・業務・物品名	沙留下水終末処理場 電気設備更新工事
入札参加者	北海道富士電機(株) (株)東日本計装 北海道三菱電機販売(株)
入札回数	1
契約金額(落札金額)	49,500,000円(45,000,000円)
予定価格(比較価格)	52,481,000円(47,710,000円)
工期・納期	R4.3.10 から R4.12.20 まで
請負業者名	札幌市東区北24条東2丁目5番15号 北海道三菱電機販売(株)

## ヒグマにご注意ください

ヒグマによる人身事故を防止するため、北海道では4月1日～5月31日を春のヒグマ注意特別期間として設けております。昨年も多数の出没が報告されており、徐々に人里に近づいているのが現状です。

冬眠明けのため、より活発に活動するヒグマも多いので、山菜採りやハイキングなど野山に出かける時だけでなく、市街地周辺や郊外にウォーキングやジョギング、レジャーなどで出かけるときにも、令和3年9月中間号の広報にて一緒に配布したヒグマノートを持参し、遭遇した際に正しい対処ができるように対策しましょう。

※ヒグマノートは役場にも在庫がありますので必要な方は役場までご連絡ください。



また、各家庭においても、生ごみや農業・水産廃棄物、ペットや家畜のエサを野外に放置するなど、ヒグマを引き寄せやすい状況を作らないようにしましょう。

なお、人里周辺でヒグマを目撃したときは、興部町役場産業振興課（Tel82-2134）や、興部警察署（Tel82-2110）まで出没状況をお知らせください。

◎ヒグマの被害に遭わないためには・・・

- ◇事前にヒグマの出没情報を確認する
- ◇家族などに行き先を告げ、1人では野山に入らない
- ◇熊鈴やラジオなど、音を出しながら歩く
- ◇食べ物やゴミは必ず持ち帰る
- ◇朝夕などの薄暗いときには行動しない
- ◇ヒグマのフンや足跡を見たらすぐに引き返す
- ◇ヒグマノートを活用し、正しい知識を身に着ける。

（産業振興課 農業振興係）

**【目指せ！500日！】**

**令和4年4月1日で**

**町内の交通死亡事故ゼロ131日**

**スピードダウンとシートベルトの全席着用**

